

# 令和6年美郷町議会議事録

## 第3回 定例会 (第4号)

招集年月日	令和6年 9月 3日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和6年 9月 13日 午前 9時30分				
		議 長 原 克 美				
	閉会	令和6年 9月 13日 午前 10時53分				
		議 長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員  出席 11名 欠席 0名  凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	議長 (6)	原 克 美	○	8	藤 原 修 治	○
	副議長 (7)	福 島 教 次 郎	○	9	山 本 幹 雄	○
	2	牛 尾 博 文	○	10	籾 根 正 一	○
	3	藤 原 み どり	○	11	佐 竹 一 夫	○
	4	日 高 学	○	12	西 嶋 二 郎	○
	5	中 原 保 彦	○	△	△	△

会議録署名 議員	8番	藤原修治	9番	山本幹雄
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	三上智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	永妻孝司	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀		
議事日程		別紙のとおり		
会議に付した事件		別紙のとおり		
会議の経過		別紙のとおり		

# 令和 6 年美郷町議会第 3 回定例会議事日程 (第 4 号)

令和 6 年 9 月 1 3 日 (金) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	行政報告
3	委員会審査報告及び質疑
4	特別委員会審査報告、質疑、討論及び表決
5	<p>議案の討論及び表決</p> <p><b>【条例案】</b></p> <p>議案第 4 8 号 美郷町江の川カヌースプリント競技場条例の制定について</p> <p>議案第 4 9 号 美郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 5 0 号 美郷町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 5 1 号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p><b>【予算案】</b></p> <p>議案第 5 2 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算 (第 4 号)</p> <p>議案第 5 3 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>議案第 5 4 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1 号)</p>

	<p>議案第 5 5 号 令和 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>【一般事件案】</p> <p>議案第 5 6 号 令和 5 年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて</p> <p>議案第 5 7 号 令和 5 年度簡易水道事業会計決算の認定を求めることについて</p> <p>議案第 5 8 号 令和 5 年度下水道事業会計決算の認定を求めることについて</p> <p>議案第 5 9 号 島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について</p> <p>議案第 6 0 号 工事請負契約の変更について</p> <p>議案第 6 1 号 財産の取得について</p> <p>議案第 6 2 号 財産の取得について</p>
6	<p>追加議案の上程、説明、質疑、討論及び表決</p> <p>【一般事件案】</p> <p>議案第 6 3 号 財産の取得について（追認）</p> <p>議案第 6 4 号 工事請負契約の変更について</p>
7	<p>発委の上程、説明、質疑、討論及び表決</p> <p>発委第 2 号 美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について</p> <p>発委第 3 号 美郷町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
8	議員派遣の件
9	委員会の継続審査調査付託

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

初めに、執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

失礼します。議長より、昨日の中原議員の一般質問美郷町の森林計画とその進行状況等についての答弁のお許しをいただきましたので、ご回答させていただきます。町内森林の所有者人数につきましては、課税台帳におきまして、個人1637人、法人49人になっていることを確認しましたので、ご回答します。以上でございます。

●原議長

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番・藤原修治議員、9番・山本議員を指名いたします。

日程第2、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆様おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、1点ご報告をいたします。麻布大学の高大接続・社会連携プロジェクトの町内での実施について申し上げます。麻布大学におかれては、今年4月に、高校と大学の一貫したプログラム学習や、大学と行政、企業、地域が連携した課題解決型学習の取組みを推進するため、高大接続・社会連携プログラム開発センターを設置をされています。このたび、同センターが美郷町をフィールドに、日本トップクラス鳥獣害対策を学外実習で専門的に学ぶということテーマに、麻布大学、島根中央高校、タイガー株式会社、またたび、美郷町が連携したプログラム学習を実施をされます。このプログラムは、これまでの学科単位のプログラムと違い、獣医系と生命環境系の全学科を対象に実施をされ、事前の募集では、定員を超える希望者があるなど、学生から高い関心を集めているとのこと。このたび、10人の学生さんが、9月17日から19日まで、町に滞在をして、美郷バレーの連携した取組みや、シカ対策などを学ばれます。それらに加えて、島根中央高校2年生16人がフィールドワークセンターの施設見学や大学の研究を学び地域課題の解決策を一緒に考える高大連携強化の取組みも実施をされます。このプロジェクトは、美郷バレーの真骨頂である産官学民の連携、地元高校との高大連携の強化と、滞在人口、活動人口の拡大、地域との交流活発化に一層弾みがつくものと考えています。引き続き、このプロジェク

トの充実に、連携して努めてまいりたいと思います。以上で報告を終わります。

●原議長

町長の行政報告は終わりました。

日程第3、委員会審査報告及び質疑を議題といたします。各委員会に付託した案件の審査結果報告を求めます。

初めに、総務委員長。

●原議長

総務委員長。

●牛尾議員

総務委員会委員長の牛尾でございます。それでは、付託されました案件について審査しましたので、読み上げて報告に代えさせていただきます。令和6年9月13日。美郷議会議長 原克美様。総務委員会委員長 牛尾博文。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案通り可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第49号、美郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上であります。

●原議長

総務委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

総務委員長お疲れ様でした。

続いて、教育民生委員長。

●原議長

教育民生委員長。

●日高議員

報告書を読み上げて報告とさせていただきます。令和6年9月13日。美郷町議会議長 原克美様。教育民生委員会委員長 日高学。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第48号、美郷町江の川カヌースプリント競技町条例の制定について、議案第50号、美郷町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第51号、美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号、島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、議案第60号、工事請負契約の変更について、議案第62号、財産の取得について、以上です。

●原議長

教育民生委員会に付託した案件の報告は終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。  
教育民生委員長、ご苦労さまでした。  
続いて、産業建設委員長。

●原議長

産業建設委員長。

●西嶋議員

委員会審査報告を朗読をもって報告に代えさせていただきます。令和6年9月13日。美郷町議会議長 原克美様。産業建設委員会委員長 西嶋二郎。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決するものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第61号財産の取得についてであります。以上です。

●原議長

産業建設委員会に付託した案件の報告は終わりました。  
質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。  
産業建設委員長ご苦労さまでした。  
続いて、予算決算委員長。

●原議長

予算決算委員長。

●山本議員

読み上げて報告いたします。令和6年9月13日。美郷町議会議長 原克美様。予算決算委員会委員長 山本幹雄。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第56号、令和5年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて、議案第57号、令和5年度簡易水道事業会計決算の認定を求めることについて、議案第58号、令和5年度下水道事業会計決算の認定を求めることについて、なお、議案第56号につきましては、委員1人の反対がありましたが、賛成多数により、当委員会では、原案に対し可とすることを申し添えます。以上であります。

●原議長

予算決算委員会に付託した案件の報告が終わりました。  
質疑はございませんか。

(なしの声)

## ●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

予算決算委員長、ご苦労さまでした。

日程第4、特別委員会審査報告、質疑、討論及び表決を議題といたします。

議会改革特別委員会から付託した案件の審査報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

## ●原議長

議会改革特別委員長。

## ●藤原修治議員

読み上げて報告とさせていただきます。令和6年9月13日。美郷町議会議長 原克美様。議会改革特別委員会委員長 藤原修治。議会改革特別委員会審査結果報告。本委員会に付託された2案件について、各部会の設置、研修会、参考人招致など、計26回の委員会を開催し、慎重に審議し結論を得ましたので、美郷町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告をいたします。記、1、付託された案件の審査結果。(1) 議員定数に関する事。定数は12人とする。(2) 議員報酬に関する事。報酬は26万8000円とする。2、審査結果の導入時期。議員報酬は、次期の議員任期である令和7年8月からとします。審査結果報告。読み上げて報告いたします。1、委員会設置の背景。議会改革特別委員会は、令和4年7月の臨時会において設置されました。その背景は、議会報告会がコロナ禍で、2年実施出来ず、紙上報告会として意見を求めた中で、議員定数、報酬に関して、見直しをすればとの言及があり、その際、このことの検討を今期中に行い、報告するとの回答をいたしました。このことから、特定の付議事件、(議員定数、議員報酬)の審査、調査のために、本委員会を設け、多様な人材が議会に参画し、住民に関われた議会の実現のため、条件整備の検討を始めました。2、検討の方法。令和4年7月の第1回議会改革特別委員会で、議員定数、議員報酬の2つのテーマごとに部会を設置し、担当の委員を割当て、議論に入りました。令和5年には、この分野の第一人者である大正大学の江藤俊昭先生をお招きし、講演会及び研修会を開催し、すぐれた知見をお持ちの方の意見をしっかりと受け止めながら、検討を深めてきました。これまで、議員アンケートの実施、取りまとめ内容分析などの検討を重ね、議論を行いました。令和4年には、ここまでの各部会の方向性や検討内容をもとに、議論された内容を整理し、特別委員会としての結論をまとめることにいたしました。3、議論の内容及び結論。(1) 議員定数に関する事。市町村議員の定数は、平成23年までは、地方自治法の人口規模により、議員定数の上限が規定されていましたが、今は撤廃されています。現在の美郷町の人口(4089人・令和6年3月末)従来の法定数(人口2000人以上、5000人未満の町村)によると、14人となりますが、今の定数12人はそれを下回っている状況です。美郷町の議員定数は、合併時の平成16年10月の24人から平成17年、改正前には14人に改正、平成21年改正前にも12人に改正しました。それ以後、現行定数の維持が必要とされ、現在に至っています。この度、定数を考える上で、多くの要因をもとに議論しました。主だった要因の審議内容は、次のとおりです。①人口減少要因。確かに町の人口は減少しています。しかし、町の予算規模は、平成21年に12人に改正された後にも減少しておらず、むしろ事業は増えており、役場職員数も、会計年度

任用職員などを含めれば、合併当時より逆に増えています。議員の行政監視、チェックによる批判、評価を行う業務は、人口減少に比例して減少しておらず、人口減を議員定数減に結びつける根拠に乏しいと言えます。②横並びの要因、これは、近隣町議会が定数を減らしているからという理由からです。各町村にはそれぞれ事情があり、議会運営の形態も様々で、単純に比較することは出来ません。現在の美郷町議会は、総務、産業建設、教育民生の3委員会があり、議員の委員会所属で、議案の慎重審議という機能が働いています。美郷町議会は、これまでの議会運営（議案の委員会付託）を踏襲していくため、定数削減は、議会運営を難しいものにさせます。③選挙要因。議会には、多様な人材が参画し、多様な住民意思を行政に反映させるためには、女性や若年層が議員を志し、選挙に出やすい環境が必要です。定数削減は、当選ラインに引き上げ、選挙基盤が、現職議員より弱い女性層や若年層の進出が難しくなります。④地域要因。美郷町には13の連合自治会があり、議員は、地域の代表的要素が強くあります。定数を減らせば、少数意見を代表する候補の当選が難しくなります。地域を知る議員が減ると、住民の意思が十分反映されなくなります。⑤不信要因。住民の中には、議員、議会への不満や不信感があり、定数削減論は、そういった感情に由来している1面があります。それはしっかりと向き合い、議会の見える化や、地域に根差した活動に努め、活発な議論の場としての環境づくりに努めていきます。以上、主だった要因等を審査しました。議会定数をめぐる議論に絶対的な正解はないと思いますが、美郷町にとって1番メリットのある定数を考えると、これ以上の議員の削減は、議会力の低下を招くと判断しました。したがって、次期改選の定数は現状維持の12人とすることが、適当であるとの結論に至りました。

(2) 議員報酬に関すること。議会には、多様な人材が参画する住民に開かれた場でなければなりません。近年、議員の成り手不足が問題になっています。この要因の一つに、議員報酬が低水準であることが指摘されています。美郷町の議員報酬は、平成16年の合併時、21万円（月額）でしたが、平成17年4月からは、19万9500円（5%減）、現在は20万4700円（2.5%減）と減額されている状態が継続されています。議員報酬の考え方については一般的に三つの考えが想定されます。一つ目は比較方式です。これは、類似団体との比較により報酬額を算定するもので、参考にはなりますが、金額的根拠としては弱い考えです。二つ目は収益方式です。地域経営に有益な活動した成果によって、報酬額を算定するという考えですが、算定方式は確立しておらず、報酬との関連づけは困難とされています。三つ目は、原価方式です。議員と同じ住民から直接選挙される首長の活動量と給与を基準として、議員の活動に総合する報酬額を算出するものです。このたびの議員報酬の検討に当たっては、美郷町議会は、原価方式を採用することといたしました。理由としては、全国町村議長会が、報酬の考え方としてまとめた中で、同じ公選職である首長の給与をもとに、議員の実働日数と比較して、基準額をも求めるというこの報酬モデルを提示していること。また、総務省、町村議会の在り方に関する研究会委員や、全国町村議会議長会の議員報酬の在り方に関する研究会委員長等を歴任し、議会改革における見識者の中でも、特に信頼がおける江藤俊昭氏（大正大学教授、地方自治法政治公共政策の専門家）が提唱されているためです。現状の議会活動と議員活動をもとに、今後の活動の基準となる日数（年間）を設定しました。議会活動は、定例会等の公式活動を参考とし、議員活動においては、おのおのが活動した

日数を参考として、各議員の活動日数を平準化する係数を用いて推定した結果、109日としました。なお添付してある議員活動のその他の10日間については、個々の議員に大きな格差があるため、今後、全議員が目標とすべき基準日数としての扱いとし、今回の算定基準からは除外をいたしました。また、町長の年間職務日数については、江藤俊昭先生が提唱される原価方式の算定モデルにおいて、土日祝祭日の半分程度、(60日)は公務に充てると推定し、305日とされていることを参考といたしました。この原価方式、全国町村議長会の算定モデルを参考にし、町長の年間職務日数305日を分母に、議員の年間活動日数109日を分子として割合を算出し、町長の月額報酬75万に乘じて算出しました。各々の要因を審査、数値化した結果、報酬額は26万8000円とすることが適当であるとの結論に至りました。なお、議長、副議長、委員長には、様々な権限と責任役割があり、これに応じて報酬額を加算することは妥当な措置であり、必要なことです。具体的には、全国町村会が毎年行っている全国町村議会の実態調査によると、議員に対する、各役職報酬額月額は、議長が36%、副議長が10%、委員長が3%の加算、(標準加算率)となっていることから、本議会の役員報酬は報酬は、議員報酬に標準加算率で加算した額が適当であるとし、算定をいたしました。4、まとめといたしまして、美郷町議会への多様な人材の立候補環境について考えると、立候補予定者は、勤め先の企業を休職して、議員活動をするのではなく、その職を辞して議員に立候補する状況です。結局、兼業が認められると言っても、それが可能になるのは、農業や自営業といった特定の職種の人に限られる状況にあります。また、美郷町議会の報酬は安く、それだけで、家族の生計を維持するには、容易でない水準であり、年金生活者のような時間やお金に余裕のある人でなければ、議員になりにくい状況でもあります。議員の平均年齢は73歳を超えています。女性議員はわずかに1人の状況です。こうした議会構成は、町のあらゆる分野、階層を代表しているとは言えず、住民の幅広い声をしっかりと集約しきれてない状況にあります。議会の行政に対する監視やチェック機能を効果的に果たすためには、適正な議員定数が必要です。また、住民の声を反映した政策や予算の決定機能を効果的に果たすためには、多様な人材による議会構成が必要です。いずれにしても、来年の議会選挙(令和7年7月)に向け多様な人たちが多数立候補できる環境づくりのために、議員定数、報酬はどうあるべきべきかの結論を重ねた結果を報告いたします。以上で、議員定数、議員報酬に関する審査報告を終わりますが、ただいまの報告の内容につきましては、町民の皆さんのご理解をいただきたいと思いますと考えております。この説明をお求めの方がいらっしゃれば、連合自治会単位で申出いただくこととなりますが、説明に回らせていただき、その上で、本会議において、当委員会から議員報酬に関する条例の改正案を提出する予定であります。以上です。

#### ●原議長

報告が終わりました。  
質疑はございませんか。  
(なしの声)

#### ●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。  
委員長、ご苦労さまでした。  
これより討論を行います。

ただ今の委員長報告について、討論を許します。  
まず、反対討論はありませんか。

●原議長

3番、藤原みどり議員。

●藤原みどり議員

改めて、おはようございます。藤原みどりです。今回、議員定数の部会長を務め、2年余りいろいろと議論をしてまいりましたが、私として、納得いかず、このたび、議員定数の削減しないこと及び議員報酬の大幅引上げについて、反対討論を行います。一つ目の反対理由は、多くの町民が、議員定数の削減を求めています。町民の意見を尊重することが、重要です。二つ目は、議員定数を削減しない提案は、町の人口減少が全く加味されていません。町の人口は、平成21年に、議員定数を12名に定めたときから、約1500人減少しております。町民人口に対する議員比率を計算すると、美郷町は、約326人の町民に対し、議員1人の比率です。県内の他市町村を確認すると、隠岐郡の知夫村、海士町、西ノ島町に続いて、美郷町は、県下で4番目に議員が多い比率です。三つ目の理由は、これまで、邑智や大和地区で数回議会報告会を開催されて、町民の意見を確認しています。その結果は、議員定数の削減を求める声が多くありました。反対に、町民から議員数を削減すると町民が困るからやめてくれという意見はありません。また、先般、特別委員会は、町民の中から、参考人4名を選んで、意見交換会を開催されていいますが、4名中3名の参考人は、議員定数の削減を求められております。当たり前のことですが、町会議員は、町民から選挙で選ばれた町民の代表です。主権在民の観点から、町民の民意をくみとって、その意見の代弁者として、町政運営に関わるものが、議員の責務です。しかし、特別委員会は、町民が求めた意見とは真逆な答えをなされ、町民意見を無視し、採用しない理由も説明せずに、議員定数の削減はしないと表明されております。これでは、町民の意見を全く無視した議会になります。四つ目の理由は、私は、議員定数2名の削減を訴えております。現在の議員数は、定数より1名少ない11名の運営ですが、混乱もなく、問題点も発生しておりません。定数削減で、仕事量が増えても議員が頑張れば対応できると考えております。五つ目の理由です。県が毎月発表する人口統計によると、美郷の人口は、8月1日現在、3915人です。今年中には、3800人台になる可能性があります。人口問題研究所など、国の行き先を考える機関などは、これから先も全国的に人口減少が続き、多くの町村や集落が消滅すると推計しています。議員の成り手不足は、全国町村議会でも取り上げられる全国的な問題ですから、美郷の議会も将来を見据えた議員削減が必要です。人口に比例した議員定数にならないと、無投票どころか、立候補者の定数割れが起きる可能性があります。そうなると、選挙の競争力が低下して、議員の質の低下につながり、最終的に町民が困ります。次に、もう一つ異論があります。議員報酬の大幅引上げに反対意見を申し上げます。計画どおり報酬を上げると、年間で約1100万弱の財政負担となります。議員定数2名削減で、余剰金額を、議員報酬の引き上げ分に充てれば、町の財政に与える影響はありません。単純計算ですが、2名削減の余剰金額は、約620万円です。これを議員10名分の報酬に振り分けると、議員1人当たり年62万円です。賞与分を含めても、月に約5万強の報酬引上げが可能な金額です。議員の2名削減を実施すると、町民が求める議員削減の要求に応えられる。他の自治体の議員数ともバランスが保てる。町の財政に負担がかか

らない。特別委員会が求める報酬引き上げにも可能になる。デメリットは、議員の負担が少しだけ増える。議員に当てはめると、来年の選挙では、1名が落選する。もう一つの問題ですが、報酬引き上げの基準に採用されている原価方式が問題です。原価方式は、全国の町村議会で示された方法ですが、算定の基準は、町長と議員の勤務日数だけで比較する簡単な算出方法で、不合理と思います。なぜなら、町長は、多様な職務内容、幅の広い行政事務、予算編成、職員の管理・指導、国や県、企業と対外交渉など、重責を担われる職務内容です。ほとんど休みなく働きづめです。こんな重要な町民の職務内容を無視して、単に、勤務日数だけで報酬を算出する原価方式はいかがなものかと思います。町長に対しても失礼な方式だと私は考えています。こんな理由で、原価方式による算出は受入れられません。最後になりますが、特別委員会が示された内容を結果的に見ると、議員削減は仕事量が増えるからやらない。しかし、報酬は大幅に引き上げてもらいたい。そんな結論になっていると私は思います。町民の暮らしや町が発展する要素は何もありません。そんな議会改革は、自分勝手な改革です。いくら次に出馬する若い人や女性が立候補できる環境を整えるための改革だと説明されても、それを現職の議員が唱えると、異論を唱える町民が多くなるだけです。それどころか、議会に対する違和感、不信感、拒否感だけが残ります。そうなれば、今の議員は駄目だと、らく印を押されてしまいます。今回の方針は、町民の意見と隔たりが大きいので、来年の選挙には少なからず影響が出ると思います。何しろ議員を選ぶのは、選挙権を持たれている町民ですから。いろいろと申し上げましたが、これで私の反対討論を終わります。以上です。ありがとうございました。

#### ●原議長

反対討論が終わりました。

次に、賛成討論はありませんか。

#### ●原議長

12番、西嶋議員。

#### ●西嶋議員

賛成討論をいたします。先ほど、議会改革特別委員会から、議員定数報酬の審議結果報告の提出がありました。定数については、12人の現状維持、報酬については26万8000円とし、導入時期は令和7年8月からの結果報告でありました。このことについては、令和4年7月から、定数、報酬と2つの部会での審議結果であり、2年間で26回の継続審議による結果報告となっております。定数については、人口減少や近隣町村の状況などから、削減すべきではという曖昧な根拠による意見がある中で、議員定数12人とするのは、現状維持の根拠を明確に示しての審議結果であり、執行機関への批判、監視と円滑な議会運営のために、最低限の必要な人数と評価するものであります。議員報酬の引き上げには、議員定数減による、議会費の削減を財源にすればとの意見もありましたが、定数、報酬の基本的な在り方の論点がずれており、受入れられるものではありません。報酬の引き上げについては、議員の成り手不足解消や、多様な人材の議会参画のための条件整備の一つであり、原価方式による算定は、詳細な積算による算定結果によるものであり、十分な説明責任を果たせる内容であります。以上の点から、定数12人の現状維持、報酬については、26万8000円、導入時期は来年8月からとの結

果報告は妥当であると、皆様に申し上げ賛成討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いをいたします。以上です。

●原議長

賛成討論が終わりました。討論を繰り返します。

他に、反対討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

いずれの討論もないようですので、討論を終わります。

次に採決を行います。

お諮りいたします。

議会改革特別委員長の審査について、報告書のとおり決することのことに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●原議長

挙手多数であります。

よって、委員長の報告は原案どおりとすることに決しました。

なお、先ほど委員長が述べましたとおり、この特別委員会は、議員報酬に関する条例の改正案が発案されるまで、なお、存続することとなりますので、よろしくをお願いいたします。

日程第5、議案の討論及び表決を議題といたします。

初めに、議案第48号から議案第62号までの議案15件について、一括して討論に入ります。討論のある方は、議案番号を示してからお願いいたします。

まず、反対討論ありませんか。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

おはようございます。議案第56号に対する反対討論述べます共産党 中原でございます。今申し上げましたように、議案第56号に関しまして、これに反対する討論を行います。決算認定制度につきましては、全国町村議会議長会議員必携では、3点を挙げていますが、私が最も重要なこととっておりますのは、行政効果の客観的判断と、今後の改善や反省事項の把握と活用と述べています。この立場から、私の討論は行いたいと思います。さらに、この議会の1カ月後には、来年度予算の編成作業が始まりますが、この討論の内容は、私の来年度予算編成に対する要望でもございます。1つ目は、物件費についてであります。令和4年10月1日付けの令和5年度予算編成方針についてによりますと、物件費の中で大きな比重を占めております委託料について、必ず値引き交渉を行ってください。施設等の維持管理業務に係る委託料については、委託の必要性を

再度検討した上で一括契約等により経費の削減を図ってくださいと、こう述べられております。さらに、調査研究等、職員自らが能力を発揮すべき業務については、委託を取り止めてください。と抑制を強調しております。しかし、当初予算では、昨年度1億2200万円を上回り、決算比では更に2億1800万円も、昨年度を上回っております。2点目、来年度の予算編成にあたりましては、十分な精査が必要なものと考えます。決算額の合計が、令和4年度に比べて6億5000万円、9.8%増加しているもとの、民生費、農林水産業費は、それぞれ1500、民生費は、1億5580、違うな。ごめんなさい。民生費、農林水産業費は減額となっております。この分野の予算というのは、町民の暮らしや仕事と深い関わり合いがある予算でありまして、国のこの分野に対する政治の防波堤としての町政の役割を果たす上でも大切な予算であります。これまでも数々成果を上げてきました。今後、構成比の確保とともに、より一層の効果的な執行を求めるものであります。3点目に、指定管理施設ゴールデンユートピアおおち、潮温泉施設などについて、利用状況の改善は見られるものの経営状況は明らかにされておらず、町民の皆さんの心配する声もあります。もちろん、指定管理の指定先は民間の企業であります。この経営状況の細かい部分にまで立ちいるつもりもありませんし、そういう資料を求めるものでありませんが、条件付、限定的であっても、議会に対する情報提供が必要なものと考えます。これにつきましては、私の反省でもありますが、決算議会開催中に、情報提供についてを求めるべきだったというふうに反省しております。以上3点にわたりまして、決算認定に反対する討論を行います。職員の皆さんは、自主財源が非常に乏しい中で、苦勞してですね、予算執行されております。これに異を唱えることは、大変心苦しい思いもしておりますが、最初に述べましたように、来年度の予算編成についての、私の要望ということでもあって、ご理解をいただきたいと思っております。以上で、議案第56号、決算認定に反対する討論を終わります。

●原議長

議案第56号についての反対討論が終わりました。

次に、議案第56号について、賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第56号について討論を繰り返します。

他に、反対討論ありませんか。

(なしの声)

●原議長

賛成討論ありませんか。

いずれも討論がないようですので、議案第56号の討論を終わります。

残余の案件については、討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

討論なしと認めます。

続きまして、採決に入ります。議案第48号から議案第62号までの15議案について、順次採決を行います。これらの議案のうち、委員会へ付託した議案については、いずれ

も可決すべきとの委員長報告がありました。

お諮りします。

初めに、議案第 48 号、美郷町江の川カヌースプリント競技場条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号、美郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について委員長報告のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号、美郷町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 4 号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(挙手全員)

●原議長

次に、議案第 53 号、令和 6 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正補正予算第 1 号について可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号、令和 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、令和 5 年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●原議長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、令和 5 年度簡易水道事業会計決算の認定を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、令和 5 年度下水道事業会計決算の認定を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、工事請負契約の変更について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、財産の取得について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号財産の取得について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10 時 40 分まで休憩いたします。

(休 憩 午 前 10 時 28 分)

(再 開 午 前 10 時 40 分)

●原議長

会議を再開いたします。

日程第 6、追加、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本日、2 件の追加議案が提出されました。

議案第 63 号から議案第 64 号までの、追加議案 2 件を一括上程いたします。

それでは、議案第 63 号から順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、教育長。

●教育長

9 月 3 日の山陰中央新報で、県内の他自治体が、小学校教師用指導書の購入で、条例で定める議会の議決を経ていなかった旨が報道されました。この件は、山陰両県で 14 件、また、全国の自治体において同様の事案が確認されています。3 日の報道を受け、直ちに、美郷町におきましても、確認を行いましたところ、議会の議決が必要な財産取得 700 万円を超える総額で 800 万円余りの教師用指導書等を議会の議決を経ず取得していたことが、5 日に判明いたしました。議会の議決を経ず財産の取得を行いましたこと、心からお詫び申し上げます。判明後直ちに、具体的な再発防止を講じており、今後、このようなことがないように組織をあげて取り組んでまいります。つきましては、本件について、追認を求める議案を提出させていただきますので、よろしく願いいたします。詳細については、課長より説明いたします。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

上程いただきました議案第 63 号、財産の取得について、追認のご説明をいたします。この議案は、令和 6 年 4 月に購入いたしました小学校教師用教科書指導書等一式につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条に規定されている予定価格 700 万円以上の財産の取得に該当していたにもかかわらず、議会の議決を経ずに取得したことにつきまして、追認の議決を求めるものでございます。追認の理由といたしましては、4 年に 1 度の教科書改訂が行われますが、これまで、その単価が少額であり、取得額が 700 万円を下回っており、議決が不要でございました。先ほど申し上げましたように、報道等を機に確認をさせていただきましたところ、昨今の物価高騰等の影響により、その単価が大幅に上昇し、取得額の総額が、前回に比べ約 4 倍となり、議決に必要な 700 万円を超えることとなっていたためでございます。取得します財産は、小学校教師用教科書指導書一式、取得の金額は、801 万 9102 円です。取得の相手方は、島根県大田市大田町大田イ 828 の 16、合同会社江藤商会 代表社員 江東正幸です。取得の方法につきましては、随意契約でございます。なお、特記といたしまして、本件について、令和 6 年 4 月 1 日に遡って有効にしたいため。今般の小学校教師用教科書指導書一式につきましては、教科書改訂に伴い、令和 6 年度から邑智小学校並びに大和小学校で使用いたします教師用の教科書等計 1160 冊となっております。以上で、議案第 63 号の説明を終わります。重ねて、担当課長といたしまして、このたびの事案につきまして、深くおわびを申し上げます。追認の議案のご審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、上程いただきました議案第 64 号、工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。この議案は、令和 5 年 9 月 25 日の、令和 5 年第 4 回臨時会で議決をいただき、同日で本契約を締結をしたものでございます。この美郷町カヌー艇庫建設工事について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、美郷町カヌー艇庫建設工事。契約の金額は、8 億 2470 万 5200 円を 8 億 3203 万 1200 円に変更いたします。増額の 732 万 6000 円につきましては、現行の予算の範囲内となっております。契約の相手方につきましては、今井産業・福岡工務店特定建設工事共同企業体。代表者 島根県江津市桜江町川戸 472 番地 1、今井産業株式会社 代表取締役 今井久師です。変更の理由につきましては、主に、外構等工事の在庫の数量の増及び敷地の雨水勾配成形の盛土の追加による請負代金の町と増額となっております。以上で、議案第 64 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

●原議長

追加議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

初めに、議案第 63 号について質疑を許します。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 63 号の質疑を終わります。  
続きまして、議案第 64 号について質疑を許します。  
質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 64 号の質疑を終わります。  
以上で、追加議案の質疑を終わります。

次に、議案第 63 号から議案第 64 号までの、追加議案 2 件について一括して討論に入ります。討論のある方は、議案番号を示してからお願いいたします。

まず、反対討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

いずれも討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

初めに、議案第 63 号、財産の取得の追認について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号、工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、発委の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会から、発委第 2 号、美郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてと、総務委員会から発委第 3 号、美郷町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されてされましたので、これら 2 件を一括して上程いたします。

お諮りいたします。

発委第 2 号、発委第 3 号とともに、提案理由の説明を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

それでは初めに、発委第2号、美郷町議会員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、質疑、討論採決を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第3号、美郷町委員会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

(なしの声)

●原議長

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●原議長

挙手多数であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

日程第9、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してありますように、各委員会から閉会中の継続審査調査の申出が提出されておりますので、これらの申し出のとおり、それぞれの委員会へ付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員会へ付託することに決定しました。

本定例会へ付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じるとともに、令和6年美郷町議会第3回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(散 会 午 前 10時53分)